平成２７年（フ）第５４０号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目２番16―107号
債務者　大貫不二夫
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市下津井田之浦１丁目10番４号
債務者　小甲　一矢
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３号
岡山県備前市野谷390番地
債務者　小林　宏彰
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２号
東京都清瀬市野塩４丁目228番地１リヴィエール清瀬202号
債務者　工藤　貴子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
熊本県阿蘇市車帰609番地１
債務者　岩下トキ子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第４３６７号
東京都世田谷区東玉川２丁目14―６
債務者　櫻井　正男
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７８号
神奈川県綾瀬市大上３丁目29番６―305号
債務者　吉田　隆之
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６号
長崎県佐世保市高梨町１番21号　サンフラワーマンション405、前住所佐賀県伊万里市立花町942番地12
債務者　川久保壽子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
長崎県西海市西海町横瀬郷181番地２、前住所長崎県佐世保市稲荷町25番40号
債務者　山内　純治
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
長崎県佐世保市鹿子前町780番地40　メゾン鹿子前102、前住所長崎県北松浦郡佐々町平野免619番地の２
債務者　谷口　元美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎３丁目３番16号201
債務者　田部　直樹
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９９号
東京都府中市南町５丁目16番地の６第２コーポレイトハウスセンチュリー301
債務者　田邉　高義
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９７号
静岡市清水区高橋４丁目20番17―103号　希望、旧住所静岡市清水区下野東４番６－２号
債務者　岡部みどり（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２０号
静岡県藤枝市岡出山１丁目６番16号
債務者　増田　喜正
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２１号
静岡県藤枝市岡出山１丁目６番16号
債務者　増田　和代
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部